

第 1 1 問 (最決昭 32,9,10、大判大 7,11,16)

甲(男性：65 歳)は、息子である X(男性：30 歳)が定職に就かず、家でフィギュアの収集やゲームやパソコンをしているだけの毎日である現状に対し、自分が老いた後の息子の将来を悲観していた。そこで、自らの妻である乙(女性：62 歳)と相談のうえ、X を殺害の上、睡眠薬で自殺しようと考え、準備をした。

平成 21 年 6 月 5 日、甲と乙は、就寝中の X の腹部を包丁で刺し、自殺しようとするところ、乙は予定通り飲んだものの、甲は X の部屋からうめき声が聞こえたため驚き、部屋に向かった。そこで甲は、腹部から大量に出血し苦しんでいる X を目の当たりにし、なおかつ X が自己と乙の名をうめきながら呼んでいたことなどからかわいそうなことをしてしまったと思い、憐憫の情から助けようと考えた。

ただ、すぐに救急車を呼んでしまうと自らの犯行が発覚することから、X の部屋を荒らし、X の所有していたフィギュアなどを隠し、強盗が入ったかのように見せかけた後、救急車を呼んだ。

X は運ばれた病院で、救急救命処置が施された結果、X は一命を取り留めた。また、乙は、甲のしたことを知らなかったものであるが、服用した睡眠薬が致死量に足りず、一命を取り留めた。

同じころ、オタク仲間である X に対し、ネットゲームでのいざこざから、恨みを抱いていた丙(男性：32 歳)は、X を殺害しようとした。丙は、X 宛てに致死量の毒を注入した和牛詰め合わせを、ネットゲームのキャンペーンの当選品であるとして送ろうと考え、ヤマト急便に宅配を依頼したところ、配送中の手違いにより廃棄された。

甲乙および丙の罪責を論ぜよ。(特別法違反の点を除く)